

令和5年度広島県公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応に関するQ & A（受検者及び中学校向け）

1 新型コロナウイルス感染症に係る別室受検について

(Q 1) : 入学者選抜の別室受検を希望する場合の手続はどのようなものか。

(A 1) : 受検者は、受検者本人の症状等の状況及び別室受検を希望する旨を特別措置願（様式第4号）に記載し、中学校に提出してください。（医師の診断書等の添付は不要です。）

その後、中学校から高等学校に特別措置願（様式第4号）を提出することになります。

なお、検査当日に別室受検を申し出る場合は、速やかに受検する高等学校に連絡してください。この場合、特別措置願（様式第4号）は、受検後に中学校から高等学校に提出してください。

(Q 2) : 37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある又は濃厚接触者（陰性）である等の受検者が別室受検をする場合に、高等学校は受検者の症状等をどのように確認するのか。

(A 2) : 中学校から提出される特別措置願（様式第4号）により確認します。（医師の診断書等の添付は不要）

2 新型コロナウイルス感染症に係る追検査について

(Q 1) : 検査当日37.5℃以上の発熱等の風邪症状があり、受検できなかった者が医療機関を受診した結果、風邪の診断であっても追検査の対象になるのか。

(A 1) : 医療機関による診断の結果を問わず、追検査の対象となります。

(Q 2) : 新型コロナウイルス感染症に係る追検査の手続はどのようなものか。

(A 2) : 中学校に追検査受検願（様式第9号）を提出してください。

その後、中学校から高等学校へ追検査受検願（様式第9号）を提出することになります。

なお、検査当日の医師の診断書は必要ありません。

3 その他

(Q 1) : マスクは白色無地でないといけないのか。

(A 1) : マスクの色及び柄は問いません。ただし、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。

- (Q 2) : マスクに代えてフェイスシールドやマウスガードを着用してもよいか。
- (A 2) : フェイスシールドやマウスガードのみで受検することはできません。
(必ずマスクを着用してください。)
なお、特段の事情があり、マスクの着用が困難な場合は特別措置願(様式第4号)を志願先高等学校に提出してください。
- (Q 3) : 体温調整をしやすい服装とはどのようなものか。ひざかけは使用してよいか。
- (A 3) : 上半身に羽織る防寒着のことです。防寒着の色及び柄は問いませんが、文字等が印刷されている等、検査問題の解答上有利になるおそれがあるものは着用できません。なお、防寒着をひざにかけることはできません。また、ひざかけは使用できません。
- (Q 4) : 受検者の周囲に新型コロナウイルス感染症の陽性者がおり、検査当日、保健所において濃厚接触者かどうか確認中の受検者については、受検が可能なのか。
- (A 4) : 濃厚接触者と特定されていない場合は、検査当日も無症状であれば、通常どおり受検することができます。
- (Q 5) : 37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある場合に、医療機関を受診せず、薬局で購入した検査キット等で受検者自らが抗原検査を行い、陰性を確認してもよいのか。
- (A 5) : 医療機関を受診せず、薬局で購入した検査キット等で受検者自らが抗原検査を行い、陰性を確認しただけでは受検することはできません。
当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、前日までに医療機関を受診して、PCR検査(抗原検査を含む。)の結果が陰性である場合又はPCR検査(抗原検査を含む。)の必要がないと診断された場合は、別室での受検となります。
当日、37.5℃以上の発熱等の風邪症状がある者で、上記以外の者は、医療機関を受診してください。当日の受検はできません。